第六十二条第一項中「第六十一条の二第三項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）」を「第二十四条第二項（配当等の額とみなす金額）」に改め、同条第二項中「又は分割型分割」、「又は分割承継法人」及び「又は分割前事業年度（分割法人の分割型分割の日の前日の属する事業年度をいう。次条第一項において同じ。）」を削る。

第六十二条の二第一項中「又は適格分割型分割」、「又は分割承継法人」及び「又は分割前事業年度」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　内国法人が適格分割型分割により分割承継法人にその有する資産及び負債の移転をしたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該分割承継法人に当該移転をした資産及び負債の当該適格分割型分割の直前の帳簿価額として政令で定める金額による引継ぎをしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

第六十二条の二第三項中「第一項（適格分割型分割に係る部分に限る。）」を「前項」に改め、「第二条第十二号の十一」の下に「（定義）」を加え、「、当該」を「、同項の」に改める。

第六十二条の五を次のように改める。

（現物分配による資産の譲渡）

第六十二条の五　内国法人が残余財産の全部の分配又は引渡し（適格現物分配を除く。次項において同じ。）により被現物分配法人その他の者にその有する資産の移転をするときは、当該被現物分配法人その他の者に当該移転をする資産の当該残余財産の確定の時の価額による譲渡をしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

2　残余財産の全部の分配又は引渡しにより被現物分配法人その他の者に移転をする資産の当該移転による譲渡に係る譲渡利益額（当該譲渡に係る対価の額が原価の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（当該譲渡に係る原価の額が対価の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、その残余財産の確定の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3　内国法人が適格現物分配により被現物分配法人にその有する資産の移転をしたときは、当該被現物分配法人に当該移転をした資産の当該適格現物分配の直前の帳簿価額（当該適格現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の時の帳簿価額）による譲渡をしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

4　内国法人が適格現物分配により資産の移転を受けたことにより生ずる収益の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

5　内国法人の残余財産の確定の日の属する事業年度に係る地方税法の規定による事業税の額は、当該内国法人の当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6　被現物分配法人の資産の取得価額その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十二条の六第一項中「みなして、この法律の規定を適用する」を「みなす」に改める。

第六十二条の七第一項中「特定資本関係法人」を「支配関係法人」に、「特定資本関係（第五十七条第三項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する特定資本関係をいう。以下この条において同じ。）」を「支配関係」に、「又は被現物出資法人」を「、被現物出資法人又は被現物分配法人」に、「特定適格合併等（適格合併」を「特定適格組織再編成等（適格合併若しくは適格合併に該当しない合併で第六十一条の十三第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益の規定の適用があるもの」に、「又は適格現物出資」を「、適格現物出資又は適格現物分配」に、「第五十七条第五項」を「第五十七条第四項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）」に、「の適格合併等」を「の適格組織再編成等」に、「場合において、当該特定資本関係が」を「場合（」に、「特定適格合併等の日」を「特定適格組織再編成等の日（当該特定適格組織再編成等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）」に、「特定適格合併等事業年度」を「特定組織再編成事業年度」に、「以後に生じているときは」を「、当該内国法人と当該支配関係法人との間に支配関係がある場合として政令で定める場合を除く。）には」に、「特定資本関係が生じた」を「内国法人と当該支配関係法人との間に最後に支配関係があることとなつた」に改め、同条第二項第一号中「特定資本関係法人」を「支配関係法人」に、「特定適格合併等」を「特定適格組織再編成等」に、「特定資本関係が生じた」を「内国法人との間に最後に支配関係があることとなつた」に、「特定資本関係発生日」を「支配関係発生日」に改め、同項第二号中「特定資本関係発生日」を「支配関係発生日」に改め、同条第三項中「特定資本関係がある」を「支配関係がある」に、「特定適格合併等」を「特定適格組織再編成等」に、「場合において、当該特定資本関係が」を「場合（」に、「以後に生じているとき」を「、当該被合併法人等の設立の日又は当該他の被合併法人等の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該被合併法人等と当該他の被合併法人等との間に支配関係がある場合として政令で定める場合を除く。）」に、「前項第一号」を「が当該内国法人と当該支配関係法人」とあるのは「が第三項に規定する被合併法人等と他の被合併法人等」と、前項第一号」に、「の特定資本関係法人」を「の支配関係法人」に、「当該特定資本関係法人」を「当該支配関係法人が当該内国法人」に改め、「当該被合併法人等」の下に「が当該他の被合併法人等から」を「次項に規定する他の被合併法人等から」に改め、同条第四項中「特定資本関係法人」を「支配関係法人」に、「特定適格合併等」を「特定適格組織再編成等」に改め、同条第五項及び第六項中「特定適格合併等」を「特定適格組織再編成等」に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。

第六十二条の八第一項中「）の取得価額」の下に「（第六十一条の十三第七項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用がある場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の取得価額。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「行う場合」の下に「又は当該内国法人の残余財産が確定した場合」を、「前日」の下に「又は当該残余財産の確定の日」を加え、同条第六項第二号中「）を行う場合」の下に「若しくはその残余財産が確定した場合」を、「合併を行う場合」の下に「若しくは当該残余財産が確定した場合」を加え、同条第七項中「行う場合」の下に「又は当該内国法人の残余財産が確定した場合」を、「前日」の下に「又は当該残余財産の確定の日」を加え、同条第九項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条）」を「又は適格現物出資（以下この条）」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人（次項）」を「又は被現物出資法人（次項）」に改め、同項第二号中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、同号イ中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第十項及び第十二項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。

第六十二条の九第一項中「適格株式移転」の下に「並びに当該株式交換又は株式移転の直前に当該内国法人と当該株式交換に係る株式交換完全親法人又は当該株式移転に係る他の株式移転完全子法人との間に完全支配関係があつた場合における当該株式交換及び株式移転」を加える。

第六十三条第三項中「のうち同項に規定する完全支配関係を有するもの」を削り、同条第五項中「当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人」を「他の内国法人」に、「（分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整）」を「（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）」に改め、「又は第八十一条の十第一項（連結法人間取引の損益の調整）」を削り、同条第九項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改める。

第六十四条第三項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改める。

第六十四条の三第二項中「内国法人が」を削り、「限る。）の」を「限る。）に」に、「）」となつた」を「）が存することとなつた」に、「その受託法人から」を「当該法人課税信託に係る受託法人は当該受益者に対し」に、「引継ぎを受けた」を「引継ぎをした」に、「当該内国法人」を「当該受託法人」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　前項の場合において、同項の受益者が内国法人であるときは、当該受益者である内国法人は、同項の資産及び負債の同項に規定する帳簿価額による引継ぎを受けたものとして、各事業年度の所得の金額を計算する。